

令和2年度 事業計画書

社会福祉法人軽米町社会福祉協議会
就労継続支援 B 型事業所 こぶし

《基本方針》

就労継続支援 B 型事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第5条第14号に規定する通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与し、次の事業に取り組みます

《サービス提供内容》

1. 就労継続支援 B 型計画の作成
2. 生産活動の機会の提供
3. 就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練
4. 施設外支援、施設外就労の実施
5. 利用者の送迎
6. 前各号を通じて、知識及び能力が高まった者について、就労への移行に向けた支援
7. 前各号に掲げるもののほか、就労継続支援 B 型の利用者に必要な支援

《作業・支援》

1. 生産並びに販売
 - (1) 印刷関係
 - ・タオル、ハンカチ、手ぬぐい等（綿製品）へイラストや名入れ
2. 受注事業
 - (1) 印刷関係
 - ・タオル名入れ印刷【公共団体、商店、個人等】
 - (2) その他
 - ① （株）岩手富士の内職作業（電子部品の組立）
 - ② 株式会社アイソニックの内職作業（電子部品の組立）
 - ③ 尾田川農園の内職作業（シール張り）
 - ④ 施設外支援、施設外就労への取り組み

3. その他の事業

年間を通じて、スポーツ大会、合同販売会、野外活動、利用者の健康の維持増進（健康診断等）を必要に応じて実施する。

4. 日課（平日）

	時 間	内 容 等
開所	8 : 30 ~	
送迎（行き）	8 : 35 ~ 10 : 00	小軽米方面 1 台、晴山方面 1 台
朝礼・支援	10 : 00 ~ 12 : 00	朝の会、準備体操、作業、11 : 00 ~ 11 : 15 休憩
昼食・休憩	12 : 00 ~ 13 : 00	
支援	13 : 00 ~ 15 : 00	作業、14 : 00 ~ 14 : 15 休憩
清掃等	15 : 00 ~ 15 : 30	作業室等の後片付け、清掃、帰りの会
送迎（帰り）	15 : 30 ~ 16 : 40	小軽米方面 1 台、晴山方面 1 台
閉所	17 : 30	

5. 職員の資質向上

社会福祉法人軽米町社会福祉協議会が目指す「基本理念、役割」を達成するため、当事業所の経営に必要な各種研修会・会議等へ参加するとともに内部研修を積極的に図る。

6. 関係機関等との連携

基本方針、支援方針、サービス提供内容を円滑に推進するため、町、他の指定障害サービス事業者、指定相談事業所、指定障害者支援施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図るとともに地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の交流に努める。

7. 法令の遵守

就労継続支援 B 型事業の適正な運営管理を行うため、関連法令等の遵守に努める。

8. 非常災害対策

消火設備その他の災害に際して必要な設備の設置並びに管理、非常災害に備えるため、避難訓練を行う。（避難訓練は年 2 回実施、消火設備の確認は、四半期 1 回）

9. 苦情解決窓口の設置

社会福祉法人軽米町社会福祉協議会が定める「苦情解決実施要綱」により設置

10. 広報活動

「社協だより」等での紹介、「こぶしだより」（利用者、保護者向け月 1 回）の発行

11. 事業所利用定員

事業所利用定員 20 名

登録者数 12 名（令和 2 年 3 月現在）